

(別表 2)

区分	補助対象経費	補助率及び補助基準額				
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	<p>重点分野に該当する介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）。</p> <p>介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器</li> <li>・「介護業務支援」に該当する複数の機器</li> <li>・介護記録ソフト+介護請求ソフト 等</li> </ul> <p>・重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。</p> <p>なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。</p> <p>機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。</p> <p>・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。</p> <p>国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査</p>	<p>(ア) 1 機器につき、左の経費の実支出額に補助率 5 分の 4 を乗じた額を算出する。ただし、算出した額に千円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(イ) (ア) で算出した額と、基準額 1000 万円とを比較して、少ない方の額以内の額を補助額とする。</p> <p>表 2 介護テクノロジーの導入支援</p> <table border="1" data-bbox="930 817 1481 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="930 817 1270 869">①対象経費の種類</th> <th data-bbox="1270 817 1481 869">②基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="930 869 1270 963">パッケージ型導入支援 (機器等の合計経費)</td> <td data-bbox="1270 869 1481 963">1000 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 補助額のうち、別表 1 又は別表 2 で示す機器等と一体的に使用するための情報端末 (PC、タブレット端末) について、1 台あたりの補助額は 10 万円以内とする。</p>	①対象経費の種類	②基準額	パッケージ型導入支援 (機器等の合計経費)	1000 万円
①対象経費の種類	②基準額					
パッケージ型導入支援 (機器等の合計経費)	1000 万円					

結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP  
掲載先：

(<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

**【留意事項】**

- ・同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は対象とならない。
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものを対象とする。開発に要する経費は補助対象とならない。
- ・「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

<福祉用具情報システム>

（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）

※TAISに公表されていない機器等であっても、対象とする場合がある。